



第7回 リ サ イ ク ル

新品
いっぱい

バザー

4月13日(土) 午前10時

烏山区民センター前広場

(雨天の場合は3階会議室とセンター前広場
テント内で行います)

物品提供をお願いします

12年間活動を続けてきた
住民協議会にご協力
をお願いします。

オウム真理教対策住民協議会が行う、リサイクルバザーも7回目を迎えます。オウム真理教の「解散・解体」を目標に続けてきた活動も13年目に入り、未だに不穏な活動を続けるオウム信者に目を離す事が出来ません。

私たちは年2回の抗議デモと学習会、毎月の協議会ニュースの発行、毎日のオウム施設の監視活動などを、皆様からの募金で行っています。

このような活動を続けるために、リサイクルバザーの売上げも活動資金として住民協議会を支えています。

今年もバザーの売上げで、住民協議会の活動が続けられますよう、ご協力をよろしくお願い致します。

烏山地域
オウム真理教対策
住民協議会

1) 物品受付日時と場所

- ・3月21日(木) 午前10時～12時 烏山総合支所 第1会議室
 - ・3月26日(火) 午後5時30分～7時30分 烏山区民センター 集会室
 - ・3月29日(金) 午前10時～12時 烏山総合支所 第1会議室
 - ・4月 4日(木) 午後1時30分～3時30分 烏山区民センター 集会室
- ※駐車場は烏山総合支所にあります(車高・車幅等制限あり)が、烏山区民センターにはありません。

2) 受付物品

- ・日用品(石けん、タオル、シーツ、陶器類、乾物類など)
- ・衣料品(子供服、婦人服、紳士服など新品、あるいはクリーニング済みのもの)
- ・雑貨(アクセサリ、玩具、ハンドバッグ、靴、時計など)

※物品によってはお受け出来ないものもあります。
※陶器類・靴は新品に限ります。ご了承ください。

●お問い合わせ：03 (3326) 1202

パネルディスカッション

地下鉄サリン事件から18年

— Aleph とひかりの輪は一刻も早い解散を! —

- 日 時 平成25年3月17日(日) 午後6時開場、午後6時30分開演
- 会 場 烏山区民センター 3階集会室
- テ ー マ 「地下鉄サリン事件から18年」 Alephとひかりの輪は一刻も早い解散を!
- パネラー 高橋シズエ・宇都宮健児・小野毅・滝本太郎・竹内精一 ほか

主 催	オウム真理教犯罪被害者支援機構	代表 宇都宮健児	オウム真理教被害対策弁護団	事務局長 小野 毅
	地下鉄サリン事件被害者の会	代表 高橋シズエ	烏山地域オウム真理教対策住民協議会	会 長 甲斐円治郎
	松本サリン事件被害者弁護団	代表 伊東 良徳	足立入谷地域オウム真理教(アレフ)対策住民協議会	会 長 齋藤 洋一

オウム真理教対策関係市町村連絡会から国に要請書提出

オウム真理教対策関係市町村連絡会（会長＝近藤やよい 足立区長）は1月25日（金）、オウム真理教から派生した宗教団体「アレフ」と「ひかりの輪」の活動に使われるおそれのある不動産の譲渡に制限を加えることなどを求める要請書を谷垣禎一法務大臣、尾崎道明公安調査庁長官に提出し、オウム真理教問題の風化防止と合わせ、住民の不安を解消できるような法整備を求めました。

1. 要請内容

- (1) 観察処分を受けた団体の活動に供されるおそれのある不動産の譲渡等に制限を加えること
- (2) 観察処分を受けた団体の活動について、自治体への情報開示を義務付けること

2. オウム真理教対策関係市町村連絡会について

オウム真理教対策関係市町村連絡会は、「アレフ」、「ひかりの輪」の活動拠点や信者居住の全国市町村 25 団体により構成されています。住民に脅威を与える反社会的

危険団体の活動を制約し、「オウム真理教」を解散させることを目的に情報を共有し、国等関係機関に要請を行うなどの活動を行っています。

平成 24 年度の役員体制は会長：足立区、副会長：杉並区、長野県小諸市。世田谷区は代表幹事。

（世田谷区寄稿）



（写真は足立区からの提供）

団体規制法・観察処分の早わかり

Q. 団体規制法と観察処分の関係は？

A. 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」（略称 団体規制法）何と曖昧な名称でしょうか。「オウム真理教の規制に関する法律」の方が余程スッキリします。この法律の第二章に観察処分の項目があり、第六章まではオウム真理教の活動への規制・調査・罰則する条文が続きます。団体規制法の内容は、観察処分でおウム真理教を具体的に規制する内容が定められています。この法律は特別立法ということから、団体規制法は5年、観察処分は3年の期限となります。住民協議会では過去6回署名活動を行い、オウム真理教の活動規制に貢献してきました。

Q. 団体規制法でおウム真理教を解散させることはできないですか？

A. 団体規制法の第一章に目的として、第一条「活動状況を明らかにして再発を防止する規制措置を定め、国民の平穏と公共の安全の確保を目的とする」（要旨）とあり、活動規制が目的となります。団体規制法の制定時は破壊活動防止法（略称 破防法）で解散させる提案もありましたが、

政党間の思惑や破防法自体に問題もあり頓挫しました。近頃は現行の団体規制法を強化との意見もありますが、団体規制法にも破防法同様に問題点もあり、現実には難しそうです。皆さんと一緒にオウム真理教（アレフ・ひかりの輪）の勢力を弱体化させ、解散に追い込む方法を見つけていきたいと考えています。

Q. ひかりの輪が観察処分の規制対象から除外されそうと言うが？

A. 上祐史浩率いるひかりの輪が、2007年アレフから脱会し設立されました。これを期に上祐は「脱麻原」を唱えアレフと一線を画すようになりました。それ以降、観察処分を決定する公安審査委員会は、2009年・2012年の処分決定に際し、ひかりの輪に「過去の過ちを反省し、団体として変化しているかを注視していく」（要旨）との一文を掲載するようになりました。公安審査委員会はアレフには厳しい決定の反面、ひかりの輪に一定の理解を示す姿勢に、引き続き注意深い監視が必要となってきました。私たちの今後の活動のあり方も含め、様々な方策を考える時期と言えます。

住民協議会活動報告

2月21日（木） 実行委員会

2月25日（月） 協議会ニュース123号初校正

3月 2日（土） 若返り桃まつり会場で募金活動

3月 4日（月） 協議会ニュース123号再校

3月11日（月） 協議会ニュース123号発行

協議会ホームページアドレス <http://www.kyogikai.jp>

この協議会ニュースは、皆様の募金により発行されています。